

相続ニュース

Vol.0121

2016年10月17日(月)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続人が認知症

はじめに

認知症は非常に身近な病気となっており、相続の際にも問題になるケースが増えています。そこで今回は、相続人に認知症の方がいる場合の相続についてみていきます。

相続人が認知症の場合

相続が発生したときに、相続人の中に認知症の人がいる場合があります。認知症の人も相続人としての権利を有しているので無視して遺産分割協議をすることはできません。この人を除外して遺産分割協議を行っても、それは無効となります。相続では、意思能力の有無が重要となるため、意思能力の有無によって対応が変わってきます。

- ・意思能力がある場合、他の相続人と同様に遺産分割協議を行います。
- ・意思能力がない場合、成年後見制度を利用して後見人等を選任し、選任された後見人が本人に代わって遺産分割協議を行います。

成年後見制度とは

相続で問題となるのは、相続人に意思能力がない場合です。その際に利用される成年後見制度について紹介します。

成年後見制度とは、認知症などで意思能力が不十分な人を保護するための制度です。これらの人に後見人を付け、一定の法律行為を行うときには

後見人の同意が必要になります。行動に制限をかけることで、認知症などの人が不利益を被らないようにするものです。後見人になるには、家庭裁判所で「後見開始の審判」手続きを行い後見人として選任してもらいます。

成年後見人には、親族になることが一般的です。しかし、相続においては、被後見人と後見人が相続人同士で、お互いの利益が相反するときには気をつけなければいけません。このような場合には特別代理人を選任する必要があります。

また、成年後見人となった人は遺産分割協議が終われば終了というわけではなく、その後も成年後見人として財産の管理等をしなければいけません。

成年後見制度を利用しない場合

時間や費用が掛かるため、成年後見制度の利用を避けたいと思う方も少なくありません。以下の場合であれば、成年後見制度を利用しなくても相続をすることが可能です。

- ・預貯金などの金銭債権のみを法定相続分に応じて分割をする場合。
- ・遺言書の通りに分割をする場合

おわりに

家族が認知症になることは、決して珍しくありません。円滑に相続を進めるためにも、事前に遺言書を作成しておくと思えます。